

一般廃棄物処理業許可証

住所 奥州市水沢東大通り三丁目7番15号
氏名 株式会社オイラー
代表取締役 山崎 一郎

令和4年3月15日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

令和4年3月28日

奥州市長 倉成 淳



- 1 許可年月日 令和4年4月1日
- 2 許可の期限 令和6年3月31日
- 3 許可の条件

(1)一般廃棄物の収集及び運搬

市内事業所及び多量排出者の一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く。)に限る。

(2)収集した廃棄物は適正に分別し、軽量化・再資源化に努めること。

(3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、関係法令を遵守し、奥州市の計画及び指導に従うこと。